

## 玄海町住民票の写し等の第三者請求に係る本人通知制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）又は戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定により住民票の写し等を第三者に交付した場合において、事前の申請により登録された者に対し、その交付の事実を通知すること（以下「本人通知制度」という。）により、住民票の写し等の不正な請求を抑止し、個人の権利利益の不当な侵害を防止することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

#### (1) 住民票の写し等

- ア 住基法の規定による住民票の写し、消除された住民票の写し、住民票に記載した事項に関する証明書及び消除された住民票に記載した事項に関する証明書
- イ 住基法の規定による戸籍の附票の写し及び消除された戸籍の附票の写し
- ウ 戸籍法の規定による戸籍の謄本又は抄本、戸籍に記載した事項に関する証明書、除かれた戸籍の謄本又は抄本、除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書並びに磁気ディスクをもって調製された戸籍又は除かれた戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面

#### (2) 第三者

- ア 住基法第12条第1項又は第20条第1項の規定により住民票の写し等を請求する者の代理人又はその他請求をする者と異なる者
- イ 住基法第12条の3又は第20条（第1項及び第2項を除く。）の規定により住民票の写し等が必要である旨の申出をする者
- ウ 戸籍法第10条第1項（同法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定により住民票の写し等を請求する者の代理人又はその他請求をする者と異なる者
- エ 戸籍法第10条の2（第2項を除く。）（同法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定により住民票の写し等を請求する者

### (対象者)

第3条 本人通知制度の対象となる者は、登録の申請の日において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 住基法の規定により本町の住民基本台帳（消除された住民票を含む。）に記載されている者
  - (2) 戸籍法の規定により本町が編製した戸籍（除かれた戸籍を含む。）に記載又は記録されている者
- 2 前項の規定にかかわらず、死亡した者又は失踪宣告を受けた者は、対象としない。

### (登録の申請等)

第4条 本人通知制度の利用を希望する者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ玄海町本人通知制度登録申請書（様式第1号）により町長に登録の申請を行わなければならない。

- 2 前項の場合において、申請者は、本人による申請であることを証するため、運転免許証、個人番号カード、旅券、在留カード、特別永住者証明書、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等（写真が貼付されたものに限る。）を提示又は提出しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、申請者がやむを得ない理由により同項のいずれの書類も提示することができない場合は、申請者が本人であることの説明を求め、かつ、同項に掲げる書類に準ずるものとし

て町長が適当と認めるものを提示又は提出させることにより、本人であることの確認を行うことができるものとする。

4 第1項の規定による申請を代理人により行おうとするときは、代理人に対し第2項又は第3項を準用するほか、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提示又は提出しなければならない。

(1) 法定代理人 戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類。ただし、本町に備付けの公簿等の記載又は記録により当該事実が判明する場合は、これを省略することができる。

(2) 法定代理人以外の者 委任状

5 申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により、第1項の規定による申請をすることができる。

(1) 疾病その他やむを得ない理由等により直接申請することができないとき。

(2) 他の市区町村に居住している場合において、窓口で直接申請をすることが困難なとき。

6 第2項から第4項までの規定は、前項の申請について準用する。

（登録）

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、玄海町本人通知制度登録者名簿（様式第2号）（以下「登録者名簿」という。）に登録するものとする。

2 町長は、前項の規定により登録者名簿に記載したときは、登録決定通知書（様式第3号）により登録者名簿に記載された者（以下「登録者」という。）に通知するものとする。

（登録の変更等）

第6条 登録者は、氏名、住所その他登録した内容に変更が生じたとき又は登録を廃止しようとするときは、玄海町本人通知制度登録事項変更兼廃止届出書（様式第4号）により町長に届出なければならない。

2 第4条第2項から第6項までの規定は、前項の届出について準用する。

（通知）

第7条 町長は、登録者名簿に登録した日以後に第三者からの請求により登録者の住民票の写し等の交付をしたときは、交付した月の翌月末までに第三者請求に伴う交付通知書（様式第5号）により、当該登録者にその旨を通知するものとする。ただし、町長が特別な事情があると認めたときは、この限りでない。

（登録の廃止）

第8条 町長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を廃止するものとする。

(1) 第6条の規定による登録の廃止の届出があったとき。

(2) 第6条第1項の規定による変更の届出を怠ったことにより、前条の規定による通知書が返戻されたとき。

(3) 登録者が死亡又は失踪宣告を受けたとき。

(4) 登録者の居住地が判明せず、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により住民票が消除されたとき。

(5) その他町長が特に登録を廃止する必要があると認めたとき。

(文書の保存)

第9条 この要綱の規定に基づき作成又は保管した文書は、当該登録を廃止した日の属する年度の翌年度から起算して3年間保存するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本人通知制度の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月4日から施行する。